

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和8年3月26日に実施した区役所の財務監査及び工事監査の結果に基づき講じた措置の内容について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年4月27日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 寺 田 弘 子

同 鈴 木 秀 成

## 第1 財務監査

### 1 監査対象事務

使用料及び賃借料の支出に関する事務

### 2 監査の実施日程

令和7年10月3日から令和8年3月26日まで

### 3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和8年4月15日

### 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果  | 措置の内容  |
|--|--|
| <p>南区役所区民課の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、窓口受付システム機器賃貸借(令和2年2月1日から令和7年1月31日までの長期継続契約)において、契約書では年1回の機器点検を実施する旨を規定しているところ、最終年における機器点検が実施されないまま当該点検に係る費用を含む賃貸借料を支出し、契約期間を終了していた。</p> <p>地方自治法第232条の4第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第160条の2第1号は、会計管理者は、普通地方公共団体の長の当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う支出命令がなければ支出をすることができない旨を規定している。</p> | <p>令和7年10月3日から令和8年3月26日にかけて実施された財務監査における指摘事項については、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>本契約に基づく定期点検は、契約期間終了日の令和7年1月31日までに実施する必要がありましたが、年度途中で担当者が変更となり、引継ぎに不備があったことから、未実施を令和7年1月に把握しました。そのため1月中の点検実施の日程調整が難しく、その時点で、同機器を再リースすることが決まっていたことから、本契約に基づく点検をやむを得ず実施可能な最短日である、再リース期間中の同年2月18日に実施することにしましたが、認識不足により定期点検実施前に、定</p> |

これを本件についてみると、契約書に規定している点検が実施されず、検査検収による債務が確定しないまま機器点検に係る費用を含む賃貸借料を支出したことは不適正な事務処理である。

なお、当該点検は、契約期間終了後の再リース期間中である令和7年2月18日に実施していることを確認した。

今後は、契約書に基づく業務の実施状況を確認するとともに、関係法令等の規定を遵守し、適正に事務を執行されたい。

【南区役所区民課】

期点検費用を含む賃貸料の支出を行ってしまいました。

今後は、契約に基づく定期点検等の未実施が発生しないよう、窓口受付システム機器賃貸借(南区)(長期継続契約)(令和7年10月1日から令和12年9月30日)においては、令和7年10月に契約期間内の定期点検等の実施状況が把握できるよう確認表を作成し、担当者以外でも実施状況を把握できるようにしました。併せて、定期点検等の実施予定について、令和8年3月に受注者から文書にて提出を受け、受注者と実施時期の共有をしました。

また、契約に基づく定期点検等が未実施のまま支出が行われないう、検査検収や支出を行う際には確認表も確認するよう担当者に周知し、意識の共有を図りました。

【南区役所区民課】

## 第2 工事監査

### 1 監査対象事務

委託料(維持補修委託料)の支出に関する事務

### 2 監査の実施日程

令和7年10月3日から令和8年3月26日まで

### 3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和8年4月14日

### 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果   | 措置の内容  |
|---|--|
| <p>緑区役所区政策課の委託料(維持補修委託料)の支出に関する事務を調査したところ、令和6年度東海自然歩道管理業務委託において、契約金額を前金払として支出し、受注者による作業実施後に委託料精算書(以下「精算書」という。)を受理していた。</p> <p>このことについて、契約時に履行すべき業務があらかじめ確定し、金額も確定した状態と認識して委託先から見積書を受理し、委託業務内容には、自然歩道の巡視、草刈及び小破修繕が多く含まれていたため、受注者と協議し、地方自治法施行令第163条第2号において、委託費の前金払を可能としていることから、前金払にて契約を行ったとのことであった。</p> <p>地方自治法第232条の5第2項に</p> | <p>令和7年10月3日から令和8年3月26日にかけて実施された工事監査における指摘事項については、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>本事案は、自然歩道の巡視、草刈及び小破修繕の各作業量等に増減が生じることから、概算払や確定払とすべきところ、認識不足から前金払として契約金額を支払っていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、受注者の相模原市山岳協会に聞き取り調査をしたところ、契約期間中の賃金や修繕等の随時の支払いに当たり十分な資力がないため、債務確定前に市からの支払いが必要であることを確認したことから、令和8年度の契約から、概算払として契約を締結することとしました。</p> |

規定する前金払は、金銭債務の履行期到来前に確定した債務金額を支払うことから精算は伴わないものである。

これを本件についてみると、当該業務は、登山道等の巡視で発見した小破の修繕など各作業量等に増減が生じることから、作業実施後に精算書により債務金額が確定されるため、支払方法を前金払としていたことは不適正な事務処理である。

今後は、支払方法を変更するとともに関係法令等の規定を遵守し、適正に事務を執行されたい。

**【緑区役所区政策課】**

今後は、関係法令等を遵守し、適正に事務を執行してまいります。

**【緑区役所区政策課】**